

事 務 連 絡

平成23年8月4日

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」の一部改正について

日頃より、障害福祉制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、福祉・介護人材の処遇改善事業につきましては、「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」（平成21年8月11日付事務連絡）により事務処理要領等をお示したところです。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が昨年12月10日に公布され、本年10月1日より同行援護の個別給付化が施行予定であり、今般、新たに同行援護に関する取扱いについて追加することとしましたので、次のとおりお知らせいたします。

- 「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」の一部改正新旧対照表
- 改正後全文（参考）

各都道府県におかれましては、管内の事業者に対して、周知を行っていただきますようお願いいたします。

あわせて、管内市町村に対しても、情報提供方よろしくようお願いいたします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係 櫻井
（電話）03-5253-1111
（内線）3091
（直通電話）03-3595-2528